

講 演

## EU条約改正と欧洲の将来像に関する諮問会議\*

ジャン・ヴィクトール・ルイ  
須 綱 隆 夫 訳

- I 序
- II 最初の諮問会議
- III 憲法の起草
- IV 結 論

### I 序

欧洲連合（EU）が、過去15年間以上に渡って巻き込まれてきた制度改革（constitutional revision）の過程は、現在もなお進行中である。「单一欧洲議定書」（1986年締結）を皮切りに、EUを創設した「マーストリヒト条約」（1991年締結）、「アムステルダム条約」（1997年締結）、「ニース条約」（2001年締結）と続き、さらに2002年2月の「欧洲諮問会議（the European Convention）」の設立によって始まり、2004年の政府間会議によって完結する予定である現在の基本条約改正が、この過程を構成している。

これら様々な段階に共通する要素は、「複合性（multiple）」である。複合性は、「対内的」・「対外的」双方の要請に対応している。一方では、新たな優先事項に配慮して新しい政策を確定し、効率性と民主的正統性を強化するために、現在の機構的枠組みを改善する必要があり、他方では、少數の加盟国を想

\* 本稿は、2002年11月に比較法研究所が開催したルイ教授の講演会に提出された講演用原稿を邦訳したものである。教授が予測されたように諮問会議の憲法条約案は、2003年7月に完成し、その後同年10月から政府間会議が開催され、2004年6月には、憲法条約の内容について、加盟国政府間に合意が成立するに至っている。なお教授は、昨年、ブリュッセル自由大学を退職され、現在同大学名誉教授である。

定して作られた構造を、より多くの加盟国による組織に適合させることが要請されている。1986年・1991年・1997年という三度の改正が達成した成果は、共通政策に関する限り、すばらしいものであった。成果を挙げた政策分野としては、「単一市場」、「経済・通貨同盟」、「共通外交安全政策」のための枠組み、「自由・安全・公正な領域」を挙げることができる。また、意思決定過程の民主化・効率化の分野でも進展（立法に関する「理事会における特定多数決」及び「理事会と議会の共同決定」）を認めることができる。

しかしこれらの改正は、痛みを伴う妥協の産物であり、そのため個々の改正が、基本条約の改良を目的とする、更なる政府間会議の開催を正当化する課題を積み残していた。それゆえ、1996年の条約見直しを要求するマーストリヒト条約の規定、中・東欧諸国及び地中海諸国（キプロス・マルタ）への拡大によって必要となる機構改革の処理を目的としたアムステルダム条約附属議定書・宣言、そして限定された分野で包括的な改革を要求したニース条約附属第23宣言のような、いわゆる「ランデブー（rendezvous）条項」が挿入されたのである。

他方、経済・通貨同盟の実現は、イギリス・デンマークの参加を免除することによってのみ可能であった。マーストリヒト条約が、共通外交政策と司法・内務協力という政府間協力の「柱」を導入したことにより、欧州共同体法秩序の一体性は崩された。また、人の自由移動に関する「シェンゲン・アキ」の基本条約への統合、安全・防衛政策とともに査証・移民政策の基本条約への挿入に伴い、一連の例外とそれに関連する議定書・宣言が生まれた。これらの変化は、基本条約をより複雑化させ、市民だけでなく専門家による理解をも困難にしただけでなく、将来の課題に対応するために、「政府間会議」という方式は著しく不適当であるという認識を高めた<sup>(1)</sup>。

現在 EU が直面している課題は、実際膨大である。EU は、1989年のベルリンの壁崩壊後、欧州大陸の「再統一」、欧州の21世紀の真のスタートと公式発言中に述べられているように、前例のない拡大を目前にしている。今回の拡大は、元来 6 カ国を想定していた EU の制度構造に大きな衝撃を与える。閣僚理事会における「全会一致（unanimity）」の要件は、現在適用されている多くの場合について廃止されねばならない。他方 EU は、防衛・刑事分野のように、現在は加盟国の「私的領域（chasse gardee）」に属する政策をも処理しな

---

(1) EU 条約48条は、改正条約について、政府間会議における「全会一致」と各國の憲法手続きに従って表明される加盟国との「全会一致」を要求している。

ければならない。このため、特別な地位・部分的脱退（オプトアウト）・その他義務の免除に関する、加盟国の誤解と要求が累積することを避けるために、欧州構築の目標、「我々が共に実現しようとするもの」を明確に再定義する必要がある。基本的価値も再確認されねばならない。さらに可能な限り、共同体方式が、政府間協力に代替されねばならない。EUの行動範囲が各柱に分割されていることも克服されねばならず、意思決定手続きも合理化・透明化しなければならない。基本条約の条文も平易化されるべきであり、基本条約の構造も再考される必要がある。

このような「憲法形成（constitutional building）」の過程は、外交会議に召集し、外交的手段を駆使する政府代表によっては実現され得ない。市民は、閉ざされた扉の背後で決定される改革を容易には受入れないからであり、特にアムステルダム・ニース両条約の後では、新しい手続きに依拠する必要性が認識された<sup>(2)</sup>。

ニース条約付属の「EUの将来に関する第23宣言」の起草者は、新しい手続きの必要性を意識していた。しかし起草者は、あらゆる利害関係者（加盟国議会の代表、政界・経済界・学界、市民社会代表など一般世論の代表等）が参加する「大規模な討論（large debate）」に漠然と言及するのみであった。この討論は、2004年に開催が予定される新たな政府間会議に先行すべきものであった。

2000年の政府間会議の交渉がニースで妥結した一年後、2001年12月15日に欧洲理事会が採択した、いわゆる「ラーケン宣言」において、「諮問会議（Convention）」の開催が決定された。諮問会議は、政府間会議を準備するために、EUの将来に関して討論する場であり、すべての利害当事者によって構成される。

諮問会議は、2002年2月28日に設立会合を開催し、現在作業中である。最終文書完成のために当初予定された期日は、2002年3月ないし4月であったが、

---

(2) もっとも、マーストリヒト条約とアムステルダム条約では、政府間会議の開催方法とその内容が変化したと認識する者もいる。例えば、アムステルダム条約のための政府間会議に参加していた Michel Petite は、そのように判断している（Michel Petite, «now decision-making in the IGC is open, unclear and democratic», quoted by U. Sverdrup,《An Institutional Perspective on Treaty Reform: Contextualising the Amsterdam and Nice Treaties》, *Journal of European Public Policy*, 2002, p. 120 et s., spec. p. 132. Tout est relatif.）。

改革の正確な日程はなお議論されており、現時点では、2003年6月から7月という時期が最も現実的である。

本稿は、最初に、新しい組織体である諮問会議の起源を概観し、その後に、2000年12月7日にニースで、閣僚理事会・欧州委員会・欧州議会が採択し、厳粛に宣言し「基本権憲章」を作り上げた最初の諮問会議の経験から、諮問会議の機能を説明し、分析する。

次いで、現時点までの諮問会議の成果とともに、現在予想できる将来の展望を考察する。但し、議論されている個々の論点の内容には踏み込まない。諮問会議の過程は興味深いものであり、常に発展し続けているが、本稿は、現在までの経過報告に対象を限定する。

## II 最初の諮問会議

諮問会議の開催を要求したラーケン欧州理事会の決定には先例があった。最初の諮問会議創設は、1999年6月3日・4日のケルン欧州理事会において、議長国ドイツの提案に基づいて決定された。ケルン欧州理事会の結論は、諮問会議の任務とその構成の原則を明らかにしていた。そして、1999年10月15日・16日のタンペレ欧州理事会で、理事会の結論により、「機関（body）」と呼ばれた諮問会議の構成が、最終的に確定した。

第一の諮問会議の任務は、欧州人権条約・加盟国の憲法的伝統・EC条約及びEU条約から抽出できる、基本権のカタログを作成することであった。ケルン欧州理事会の結論の基礎にある原則は、「不变法（a droit constant）」の法典化であった。なお、同欧州理事会の結論では、将来の憲法に対する諮問会議の寄与には、何も言及されていなかった。

第一の諮問会議は、加盟国政府代表15名、欧州議会代表16名、加盟国内議会代表30名、委員会代表1名、オブザーバー（欧州裁判所及び欧州審議会）2名によって構成されていた。ドイツ連邦共和国・前大統領R. Herzogが、諮問会議によって議長に任命された。議長は、個人的・家庭的理由のために、多くの会合に参加できなかつたが、同議長の人格は、間違いなく、諮問会議の成功、特に作業の第一段階において重要な役割を果たした。基本権憲章の法的地位が、加盟国政府によって決定される事項であった（現在進行中の改革において決定されねばならない）とは言え、議長は、諮問会議に対して、諮問会議における議論の結果が、強制力のある法的文書となることを予定して作業するよ

う要請し、これが真剣な討議を保障した。タンペレ欧州理事会の結論によって招集された「幹部会（Presidium）」は、議長と、諮問会議の3部会の代表によって構成される「起草委員会（drafting committee）」であり<sup>(3)</sup>、小規模の「タスク・フォース（task force）」が<sup>(4)</sup>、議長を援助した。

諮問会議は、作業開始時に、原則として投票による決定を行わないことを決定した。全会一致の追及が、諮問会議の実務であり、全会一致は、通常は各部会における全会一致の実現によって達成された。憲章案の準備に際して、幹部会とタスク・フォースの役割が、「共通の立場（common positions）」に到達するために非常に重要であった。諮問会議は市民社会との接触をも組織し、非政府組織（NGO）は、幾つかの規定の挿入ないし起草にあたって無視できない役割を果たした<sup>(5)</sup>。また作業グループは作られず、諮問会議は、常に総会で議論を行った。

諮問会議は、欧州理事会が決定した期限内である2000年10月2日にその作業を終了し、欧州理事会は、2000年10月のビアリツ会合で完成した憲章案を検討した。しかし、既に言及したように、欧州理事会は、ビアリツでもニースでも、憲章の基本条約への編入には合意できなかった。

最初の諮問会議の経験は成功とみなされ、第23宣言により、ニースで決定された、次回の基本条約改正を準備するために諮問会議を創設するという提案は、瞬く間に有力になった。この着想は、2001年後半の議長国であったベルギーによって熱烈に支持されたのである。

諮問会議の目的は、EU条約48条が要求する政府間会議を排除することなしに、厳密な政府間交渉の手続に代わる代替策を提供することにあった。諮問会

(3) Florence Deloche-Gaudez は、研究集団「Notre Europe」のために、「基本権憲章に関する諮問会議：将来の方法」と題する報告を起案した（November 2001, Studies and Research, No 15, Paris, 65p）。この示唆に富む報告からは、分析に有用な多くの要素を得ることができる。Deloche-Gaudez は、Vitorino 委員が幹部会会合に出席し、フランス行政部を代表する Braibant 氏も当初から出席したと述べている。

(4) タンペレ欧州理事会の結論では、「諮問会議事務局（secretariat）」は、EU理事会事務局が担当することとなっていた。理事会事務局のメンバーの中から、タスク・フォースのメンバーが募集され、彼らは、欧州議会・委員会内部に存在した類似のタスク・フォースとともに働いた。

(5) 但し、文献によって指摘されているように、NGOの役割は、タスク・フォースの果たした役割ほど重要ではなかった。

議は、討論だけでなく、改革の準備に、議会（欧洲議会・加盟国議会を問わず）と市民社会を連携させ、政府間会議の非効率性を埋め合わせるものとなるだろう。

ラーケン宣言は、諮問会議の詳細に言及している。宣言は、諮問会議議長にバレリー・ジスカール・デスタンを、二人の副議長に、大方の予想に反して、加盟国の元首相であるアマトとデハーネを任命した。同宣言は、さらに諮問会議の構成を決定したが、それは以前の諮問会議と類似したものであった。すなわち、15名の加盟国ないし加盟国政府代表、30名の加盟国議会代表、16名の欧洲議会代表であった。加えて、加盟候補国の代表（13名の政府代表と26名の国内議会代表）、2名の委員会代表と13名のオブザーバー（経済社会評議会より3名、地域委員会より6名、経営者・労働組合より3名、そしてオンブズマン1名）であり、各構成員には代理出席が認められている<sup>(6)</sup>。

加盟候補国代表は審議には参加するが、宣言が明示するように、全会一致の成立を阻止することはできない。候補国代表の幹部会への参加は、当初は認められなかったが、彼らの要請により、代表の一人に幹部会会合への出席が認められた。

幹部会は、議長・副議長2人・構成員9人（現在及び今後理事会議長職に就く加盟国政府から3名、加盟国議会から2名、欧洲議会から2名及び欧洲委員会委員2名である）によって構成される。

幹部会は、閣僚理事会の事務総長が責任を負う事務局によって援助され、欧洲委員会・欧洲議会から派遣された専門家は、事務局において積極的役割を果たしている。通常は、理事会法務部が、文書の準備に重要な役割を果たし、作業グループが、法務部の長を頻繁に監査する。現在の事務総長は、イギリスの官僚である、元常駐代表であるJohn Kerr氏である。

議長または相当数の諮問会議構成員の勧告に基づいて、幹部会は、臨時の作業グループを設立することができる（諮問会議作業規則15条参照）。2002年5月には、個々の争点を分析するために、多くの作業グループが設立された。

複数の提案があったにも係わらず、市民社会代表は、諮問会議には含まれなかった。そのかわりラーケン宣言は、「市民社会フォーラム（Forum of the

---

(6) 諮問会議が採択した「作業規則（Working methods）」によると、代理人は、諮問会議のあらゆる会合に出席できるが、交代したメンバーが終日不在であり、事前通知が事務局になされている場合にのみ、それらの会合の討論に参加することができる（5条）。

civil society)」の創設を要求している。市民社会とは、労働界、経済界、非政府組織、学界などであり、これらに対する聴聞が実施される。フォーラムのインターネット・サイトが立ち上げられ、委員会が技術的援助を担当している（作業方法規則9条参照）。開催された諮問会議の総会には、市民社会代表も参加し、自己の関心事項について発言した。市民社会の諸組織の貢献が求められているので、諮問会議は彼らにも情報提供している。人権のような特定の課題に関するNGO又は地域・地方当局と作業グループとの会合も適宜組織されており、関係するあらゆる組織は、その種の会合に参加することができる。

諮問会議は、ラーケン宣言が言及した様々な問題点を検討して、「最終文書」を作成することを任務としていた。最終文書は、宣言の定める条件に従って、複数の選択肢（各選択肢がどのような支持を得たかに言及する）か、意見が一致した場合には勧告を提示することになっていた。加盟国で行われる議論の結果とともに、この最終文書が、最終決定を下す政府間会議における論議の出発点となる。以上が、ラーケン宣言起草者の考え方であった。しかし諮問会議は、複数の選択肢を備えた条文の提示は、前進するための最良の方法ではなく、首尾一貫した单一の条文提出に成功する場合にのみ、諮問会議は政府間会議に影響を及ぼすことができると短期間のうちに確信するに至った<sup>(7)</sup>。

ラーケン宣言は、概して、第一回の諮問会議で得た経験を重視していた。しかし、その経験の用い方は、多くの論者が述べているように、第一回のそれとは異なっている。第一に、第二の諮問会議は、政府間会議を準備しなければならない。以前の諮問会議の任務は、将来の法的地位が決定されていない憲章を起案することであった。第二に、基本的人権という一つの課題に集中したことと、ラーケン宣言で対象とされた様々な事項を処理することとの間に相違がある。第三に、最初の諮問会議は、人権に関する法を成文化しなければならなかったが、第二の諮問会議は、これまでの継続的な基本条約改正の結果であり、ますます複雑になった多くの条約に含まれる規定全体の明確性・効率性・民主的正統性を高めなければならないのである。

さらに、加盟候補国は、基本権憲章起草の際にも意見を述べるために招請されていたが、加盟候補国の影響力は、第一回諮問会議よりも第二回において一層大きいことに留意すべきである<sup>(8)</sup>。現在、加盟候補国は全ての審議に参加

(7) See K.Hänsch, «Aus der aktuellen Arbeit des Konvents: Stand und Perspektiven», *Integration*, 2002, p. 226-229, ad p. 228.

(8) 第一回諮問会議に参加し、第二回諮問会議のメンバーでもある Pervenche

し、加盟候補国代表の1人が、作業グループの中の政治的グループのために発言する場合すらある。第二の諮問会議の作業は、当初から膨大かつ複雑であったので、ラーケン宣言による包括的な問題点の一覧表、また第23宣言に含まれる4課題（後述）をさらに発展させることができ、今後行われる作業の網羅的記述であるとみなすことが不可能であることは直ちに明らかとなり、可能性のあるあらゆる問題が、明らかに憲法的な過程における討議の対象となった。確かに第23宣言は、憲法採択の将来の可能性に言及していただけである。しかし、「諮問会議構成員（conventionals）」にとって、その作業の当初から、自らの任務は、憲法ないし憲法条約のような何かを作り上げることであり、将来の条文起草作業の準備ではないことが明白であった。そして諮問会議は、後に続く政府間会議が無視し得ない文書を作成するという信念を持って作業を進めている。この文脈では、例えば、明らかに小国が過剰に代表されているにも係わらず、諮問会議の構成が、実際には何の問題も惹起しなかったことは驚くべきことである<sup>(9)</sup>。諮問会議議長がかつて述べたように、諮問会議の構成は、投票が行われる可能性を排除しており、それゆえに全会一致を実現する必要が強調されている。全会一致をひたすら追求することが、政府間会議によって達成される結果より好ましくない、無意味な結果を生じさせる危険性を含むことは明らかである。したがって、全会一致が目指される場合には、その「全会一致」とは、全員の合意ではなく、投票なしに数えることが可能な、諮問会議の各構成部分における圧倒的多数を意味すべきである<sup>(10)</sup>。

第一の諮問会議において、強力なリーダーシップを発揮できる議長の重要性が認識されたために、欧州理事会は、諮問会議議長に、名声の高い人物を任命すべきであると確信し、フランス共和国元大統領ジスカール・デスタンを任命した。ジスカール・デスタンの任命は諮問会議成功の鍵であり、とりわけマスメディア、さらに一般大衆への影響を考慮したものである。ラーケン宣言は、議長に、加盟国における議論から結論を引き出し、諮問会議の作業開始を準備する任務を課していた。また議長は、欧州理事会の各会期において、口頭で報

---

Beres 氏は、2002年5月27日、「諮問会議と欧州の政治的将来（La convention et l'avenir politique de l'Europe）」に関する「欧州パートナー会談（Les entretiens d'Europartenaires）」（パリ）で行った講演でその趣旨を述べた。

(9) V. Giscard d'Estaing は、諮問会議の構成の不均衡と、構成が人口の相違と経済力を考慮していない事実に言及している（《La dernière chance de l'Europe unie》 *Le Monde*, 23 July 2002）。

(10) See K.Hänsch. *op. cit.*, p. 229.

告する任務も負わされている。基本権憲章起草の際には懸念されなかつたが、現在ある程度現実化している危険は、議長が、諮問会議外で各國政府と接触し、諮問会議で検討されていない見解を公表して、個人的役割を果たすことである。もっともそれゆえに、「EU大統領職」または欧州議会・加盟国議会双方の代表による「欧州国会（European Congress）」創設の有用性等に関する議論を、諮問会議の議題に設定する以前に、並行的に進めることができくなっている。他方、議長は、自己の信用を諮問会議成功のために全面的に利用し、世論と政治指導者に対して、諮問会議の結論の最良の代弁者となるだろう。

現在の諮問会議は、第一の諮問会議と同様に、ブラッセルにある欧州議会の施設で会合を開いている。このことは、欧州議会の代表者にとって明らかに有利である。欧州議会議員は、他国籍の同僚議員と会合し、多国籍から成り、時には異質ですらある政治集団の中で作業し、それらの集団間で妥協を探ることに習熟している<sup>(11)</sup>。彼らは、欧州議会の厳格なルールに従って、その種の作業を遂行しなければならないので、ごく僅かの交渉で目的を達するよう訓練されており、諮問会議でも、欧州議会代表による調整のための会合が開かれている。これに対して加盟国議会議員は、彼らが作業に慣れている環境とは、著しく異なる環境にある諮問会議に参加している<sup>(12)</sup>。加盟国議会議員間の結束は、様々な手段によって図られている。例えば、国籍・政治党派などの紐帶が、加盟国議会議員の孤立を克服することに貢献し、連携関係が作り出された。連邦主義者の国際的グループの活動もまた活発である。

ジスカール・デスタン議長は、政府代表である諮問会議構成員の立場が、若干不明瞭であると指摘している。政府代表は、諮問会議の作業・審議に、個人の資格で参加するのか、それとも所属する政府の立場を表明するために出席するのかが明確ではないという趣旨である。加盟国政府首脳が、政府代表として重要な人物を選んだことは実際驚くべきことである。具体的には、閣僚経験者だけでなく、外務大臣ないし欧州問題担当大臣といった現役の政府閣僚も諮問会議構成員に選ばれている。ジスカール・デスタン議長は、若干の躊躇の後に、諮問会議構成員である政府代表の特徴は、より肯定的に評価できると楽観的に結論付けていると思われる<sup>(13)</sup>。このような評価は、構成員の一部には、

---

(11) See also D. Leonard, «Catching up with the Convention», *European Voice*, 10-16 October 2002, p. 8.

(12) V. Giscard d'Estangは、加盟国議会議員がブリュッセルで疎外されている状況を鮮やかに記述している (V. Giscard d'Estang, *op. cit.*)。

樂観的過ぎると認識されている。ある政府代表は、最近、公開討論の場において、本国における連立政権の全当事者の同意を得なければ、諮問会議に文書を提出しないと宣言したからである。政府代表である諮問会議構成員の意見は、もちろん彼らが参加する政府間会議を展望するために重要であるが、彼らの特殊な地位が、諮問会議の作業が必然的に伴う、進行中のブレインストーミングが十分行われることを妨げてはならない。残念ながら、複数の政府代表は、あたかも政府間会議に参加するように、作業グループ内で行動しているのである。

諮問会議構成員は常勤ではなく、このことが多くの構成員の勤勉さを制限している。第一の諮問会議の際に、傍聴した NGO 代表が、諮問会議構成員の欠席について苦情を申し立てたと言われているが<sup>(14)</sup>、現在の諮問会議でも、多くの構成員が、自分の口頭発言に必要な短時間しか総会に出席しないことは事実であり、投票を行わないので、投票時間に総会に出席する必要もない。作業グループへの出席はいくぶん多いが、なお欠席者は少なくない。もっとも、欠席者の多さは、作業グループにとって積極的因素ともなり得る。欠席により、関心を持った相対的に少数の構成員の間で真の討議が行われるからである。さらに、今年既に行われ、また今後各国で行われる総選挙が、構成員に勤勉さと献身が欠けていることを説明する理由の一つである。総会が、必ずしもおもしろくないことも認めなければならない。なおラーケン宣言では、諮問会議は、EU の11の公用語で作業することが予定されていた。しかし実際には、加盟候補国の言語も使用されており<sup>(15)</sup>、拡大後に EU の会合がどのように行われるのかを示している。もっとも、会議参加者は、間接的な翻訳に依拠しなければならず（翻訳された議事録は、原語の議事録とともに、諮問会議ホームページに掲載され、ある種の透明性を保障している）、このような条件の下では、真の討議は可能ではない。さらに諮問会議の作業、少なくとも当初の数ヶ月間の作業が、報道機関によってあまり報道されなかつたことも認識されている。このような状況においては、事務局・幹部会・作業グループが行う作業が重要となる。

---

(13) *Ibid.*

(14) See G. Braibant, *La Charte des droits fondamentaux de l'Union européenne*, Paris, Seuil, 2001, p. 30.

(15) 加盟候補国の場合には、発言者が通訳を準備する。しかし、客観的に見て、加盟候補国構成員は、しばしば既存の EU 公用語を使用している。

総会・作業グループを問わず、全ての文書（作業グループの予備的作業文書を含む）は、諮問会議のホームページに掲載される。これにより、全ての利害関係者が諮問会議の進行を注視でき、相対的に限定されたエリート層も、通常のメディアによる報道の不足を補うことができる。他方、諮問会議と並行して、大衆的な議論を組織するための現実的努力が、様々な機関によって行われている。諮問会議の作業に関与する全ての人々は、諮問会議が、政府間会議に対する信頼性を獲得するためには、諮問会議が、一般大衆によって支持される必要があると確信している。市民社会との接触を維持することは、諮問会議副議長の一人である、ベルギー元首相、ジャン・ルック・デハーネの任務である。デハーネの責任で、若い世代に特有な要求を聞き、彼らの願望を知るために、「青年による諮問会議（Convention of the Youth）」が組織された。そして、既に指摘したように、市民社会の参加を得た、特別会期も開催されている。

諮問会議の作業は、3段階に分かれている。夏休みの初め、2002年7月末に終了した第一段階は、欧州建設の最終像、EUの権限と手段に関する問題、司法・内務事項、加盟国議会の役割、外交防衛政策等の論点について情報を収集する調査期間（audit period）であり、その段階で、諮問会議は多くの意見を集め、加盟国での論議の結果を評価した。この段階での各加盟国における議論は、その組織と深さが一律ではないために、実際には実り多いものではなかった。第二段階は分析期間であり、特に作業グループが行った作業を基礎に、分析が行われる。そして最終段階である第三段階は、それまでの成果を総合する起草と結論のための期間である<sup>(16)</sup>。諮問会議は、これから数ヶ月間、より集中したリズムで作業を進行させるだろう。

それでは、進行中の作業内容を以下に検討する。

### III 憲法（constitution）の起草

基本条約が、欧州共同体の憲法憲章（Constitutional Charter）としての性格を有することは、欧州裁判所の判例法によって、大部分の法律家の共通認識となっている。継続的な条約制定によって行なわれた基本条約の改正は、憲法化の過程を一層進行させてきた。しかし、共通価値に関する明確な認識の不存

---

(16) See Pervenche Beres, *op. cit.* On this, see also V. Giscard d'Estang, *loc. cit.*

在、意思決定過程における効率性の欠如、真の行政府の欠如、多くの立法手続きにおける民主主義の赤字、法的手段の多様性、いわゆる政府間協力の柱の憲法秩序への未統合に着目するならば、基本条約は、なお不十分な憲法であると評価せざるを得ない。

既に言及した第23宣言は、例示として、4つの主要問題を挙げていたが、ラーケン宣言の起草者は、包括的な問題リスト作成のために、それらを基礎とした。4つの問題とは、「補完性の原則と原則の遵守を統制する方法に従った、EU・加盟国間の権限のより正確な配分」、「基本権憲章の地位」、「内容の変更を伴わない、基本条約の単純化」、「歐州構築に果たす加盟国議会の役割」である。

そしてラーケン宣言は、その4部に分かれた改革課題（「権限のより良い配分と定義」、「EUの法的手段の単純化」、「EUにおける民主主義・透明性・効率性の改善」、「欧州市民のための憲法への道」）に、第23宣言とは別の要素を附加した。第23宣言の各問題は、これらの課題に含まれているが、その予定する将来像には大きな相違があり、既に言及したように、諮問会議は、自ら必要とする新しい問題を審議対象に含めることを決定することができた。

EUと加盟国間の権限画定は、諮問会議における審議の中心的課題である。ニース条約締結前後において、特にドイツの各州では、EU・加盟国双方の権限カタログを起草することを支持する運動が展開された。この要求は、もはや討議事項には含まれていないが、諮問会議の内部では、憲法条約は、EUにおいて「誰が何をするのか」、それゆえ「誰が責任を負うのか」という問い合わせるべきであるという考え方方が、広く共有されている。この考え方方は、明確性・透明性・民主性を求める正当な要求に対応し、共同体立法の着実な増加を恐れる市民の懸念を静めようとするものである。市民の不安は、部分的には非合理なものである。新たに制定される立法の数は、むしろ減少していることが証明されている。補完性の原則（筆者が「立法権の善行（legislative good behaviour）」とみなす原則）を尊重することが必要であるという認識は、新しい立法の制定に責任を負う機関の作業に大きな影響を及ぼしている<sup>(17)</sup>。それにもかかわらず、多くの人々、とりわけ一般大衆紙によって、委員会ないし「プラッセル」と認識される共同体立法者による立法の過剰に対する批判が行

---

(17) 例えば、2002年12月14日の競争力に関するニィーボルグ（Nyborg）非公式理事会におけるErkki Liikanen 欧州委員会委員の「より良い規制」に関する講演参照（SPEECH/02/47, europa.eu.rapid, 14 October 2002）。

われることは、時には想像でしかないが、珍しいことではない。そしてこの種の批判は、加盟国議会の関与により、EUの活動を市民に接近させる可能性を回復したいという願望としばしば結び付いている。補完性への「強迫観念（obsessiveness）」と一般に呼ばれているものが、EU機関内の立法過程に必要な自律性と柔軟性に否定的影響を及ぼすような解決に繋がらず、結果的に、市民の不安の解消だけを目指す、内部指向の憲法条約を生み出さないことが望まれる。

当初設立された複数の作業グループは、以下の諸課題の分析・検討を任務としていた。作業グループに与えられた課題は、「補完性の原則」、「基本権憲章」、「EUの法人格」、「加盟国議会」、「補完的権限（complementary competences）」、「経済的統治」である。作業グループの報告は、一般には2002年10月と予定され、全グループがそれまでに作業を終了した。そして、第二波として4つの作業グループが同年9月に作業を開始した。それらのグループの担当課題は、「対外的行動」、「防衛」、「自由・安全・公正な領域」、「立法手続きと法的手段の単純化」である。各グループの作業を評価することは時期尚早である。各グループの最終報告だけが評価を可能にする。各作業グループへの課題割当ては、相互に見解を興味深く交換し、具体的な提案を推敲することを可能にするので、検討を深化させることに役立つが、他方では幾つかの欠点を有する。おそらく重複の発生は不可避である。例えば、補完性の原則の適用に留意せずに、権限の問題をどう扱うのだろうか。この種の欠点を矯正するためには、各グループ間ないしその議長間の連絡が必要となる。さらに、討議課題を過度に分割してしまうという理論的危険性も存在する。しかし、明確に限定された事項又は技術的事項に関する討議によって作られる力学（dynamics）が、積極的な効果を生じるかもしれない。諸条約及び共同体とEUの合体に関する論議に入らずに、EUの法人格をどのように処理するのだろうか。そして、国際関係への影響も考慮しなければならない。関連する事項について作業しなければならない複数のグループによる活動の間には、一定の連携性と継続性が確立されている。そしてグループ間の一貫性は、各グループの議長が、すべて幹部会のメンバーであるという事実によって担保されている。幹部会は、2002年9月11日、作業グループの結論は勧告とみなされるべきであり、基本条約の改正要求を含まないと決定したが、幹部会は、グループ間の徹底した討論の結果から安易に逸脱することはできない<sup>(18)</sup>。それでも、グループの結論を受入れないという意向には抵抗できるという妥協が成立し、複数のグループ報告に

は、条文案まで含まれている。そして、グループ報告の採択と総会への伝達との間に残された時間は非常に短く、他の方向性が構築されることを必ずしも考慮していない。

一方幹部会は、2002年10月28・29日の総会に憲法条約草案を提出するためには、将来の憲法条約の構造に対する検討を9月に開始し、この目標は遵守された<sup>(19)</sup>。本稿は、新しい条約案が提起する全ての問題を論評するものではない。幾つかの重要問題について、規定の趣旨を簡単に述べるだけである。そして本稿は、諮問会議の作業に基く提案がある場合には、欧州人民会議の創設のような他の提案には触れていない。本稿は、筆者が見て重要と考える幾つかの問題のみを扱っている。

憲法条約草案には、2通りのあり方が考えられた。

まず諮問会議は、性質上憲法的であるとみなされる問題を対象とする憲法条約案を準備し、既存の条約の改正を行なわないことができた。既存条約の改正は、EU条約48条が規定する手続きに比較して、単純化された手続きもしくは通常より厳格な手続きによって採択される立法によって、後日行うことが可能であったからである。この種の立法は、「組織法（organic law）」と呼ぶことができる。なぜなら、採択には、特別の多数決が必要であり、その地位は、憲法と通常の立法の中間に位置するからである。この種の立法は、多くの憲法においてまま見られる立法形態である。

これに対する代替案は、諮問会議、後には政府間会議が、二部に分けて条約を採択することである。二つの部分の第一部は憲法を内容とし、第二部は、第一部で規定される原則に従って修正された現行条約の中身によって構成され、現行条約は消滅する。第二の部分は、議定書又は単に新条約の第二部として起草される<sup>(20)</sup>。

第一の方法は、欧州議会が1984年2月に準備し、スピネリ草案として知られ

(18) See «Der Europäische Konvent: Vorschläge zur weiteren Strukturierung seiner Arbeit», by Andreas Maurer, September 2002, p. 2, ([http://www.swp-berlin.org/produkte/brepunkte/jour\\_eu-konvent4druck.htm](http://www.swp-berlin.org/produkte/brepunkte/jour_eu-konvent4druck.htm))

(19) See CONV 369/02, 28 October 2002.

(20) 代替案は、フローレンスの欧州大学院大学ロベールシューマン・センターのグループが、諸条約の再構成に関する研究において採用したアプローチである（*A fundamental Treaty for the European Union*, May 2000）。しかし、委員会がフローレンスグループに与えた任務は、作業は、既存の法的状態を尊重しなければならないというものであった。

る欧州連合条約案が採用した方法である。この方法の採用を正当化する理由は、新条約採択のために短期間の猶予しかない場合には、既存条約の規定を、維持・修正・廃棄する部分を個々に決定するために、全面的に検討することが不可能であることであった。それゆえに、条約の目的ないし適用範囲に無関係な規定は、「組織法」によって修正され得ると考えられた。同じ方法は、フェルナンド・ヘルマンが報告者であった欧州議会機構問題委員会が1994年に準備した憲法草案においても、同じ理由で提案されていた。

現在の状況では、10年ないし20年後に、この方法に内在する問題が顕在化することが明らかである。たしかに、この方法は、憲法を相対的に短く、単純なものにする。しかし、この方法は、新しい憲法条約によって既存の条約規定が、暗黙裡に廃棄されることを解釈者の判断に委ねてしまっている。すなわち、必要な修正が、予測可能な将来において、「組織法」<sup>(21)</sup>ないし単純化された改正手続によって採択される保障はない。修正への推進力が失われてしまうかもしれない。憲法条約は、おそらく明確なものになりうるが、それは真の単純化には寄与せず、累積している既存の諸条約にもう一つの層を付け加えるだけだろう。20年前に既に重要問題であった基本法の複雑さは、既に驚くべき程度に達しており、諮問会議が、美的には注目されるにせよ、実質的には不十分な新条約の起草に目標を限定してしまうならば、単純化と透明化という現時点における明確な目標を達成することはできない。

これが、第二の方法が幹部会によって選択され<sup>(22)</sup>、憲法条約草案に採用された理由である。

憲法条約草案は、法人格を備えた連合の創設、諸条約及び旧EU・各共同体

(21) 組織法は、多くの近代憲法に含まれる立法手段の一範疇であり、憲法憲章と通常立法の中間に位置する。組織法は、特定の課題や特定の機関の地位に適用される基本原則を規定して、憲法を補完する。組織法によるか条約改正によるかの基準である、「適用範囲(field of application)」の概念の解釈は、完全に明白である必要はないと主張されている(see Centre Robert Schuman, *Quelle charte constitutionnelle pour l'Union européenne? Stratégies et options pour renforcer le caractère constitutionnel des traités*, report made at the request of the European Parliament and published in its political series, POLI 105 fr, May 1999)。

(22) See the note of reflection of the secretariat, of September 2, 2002, for the Presidium, on Simplification of the treaties and drawing up a constitutional treaty. CONV 250/02 of September 10, 2002.

の合体を選択している。実際、諸条約と各共同体を連合と合体させることなしには、明確化は達成し得ない<sup>(23)</sup>。新条約において、各共同体の法人格に加えて、EU自体のための補足的な法人格の概念を組み込むことは不合理である。これが、「法人格に関する作業グループ」の合意事項であり、その結論は、10月2日の会合で、総会によって承認された。EU概念の発案者（1972年のパリ・サミットの参加者）が規定したように、欧洲建設の枠組みの下で実現した全ての成果を連合に集中させるために、今回の改革が提供する貴重な機会を活用しなければ、誠に遺憾と言わざるを得ない。そして、EUへの吸収合併は、共同体方式が、「効率性」と「法の支配」のために一般的に適用される場合にのみ、正当化されるだろう。このことは、特に、EUの活動に、「共通外交政策」と「司法・内務協力」という2つの新しい分野を導入した、マーストリヒト条約が発明した「列柱構造（pillars）」の消滅を意味する。おそらく最大の難関は、「共通外交政策」分野において、安全保障と防衛に関する共通のアイデンティティーを具現化するために、効率的で民主的な手続を定めることである。この必要性の認識が、諮問会議の全構成員によって共有されているかは明らかではなく、憲法条約草案は、この点に若干の疑念を抱かせる。

諮問会議が、憲法憲章に柔軟性を導入するような改正手続を設計できなければ、その作業が成功したとは言えないだろう。全会一致は、25、27、それ以上の加盟国によって構成されるEUにおいて、憲法改正のためにも禁止されねばならない<sup>(24)</sup>。但し、擬似超憲法的原則（quasi-supra constitutional principles）には例外が伴う。現在進行中の過程の結果生まれる憲法条約は、改正が例外的であるような理想的憲法ではないだろう。しかし、憲法条約は、EUの憲法化過程に重要な一段階を画すものとなろう。新しい憲法条約の条文は、共同体の憲法的既得事項の最も重要な部分を基礎に構築されるべきであり、さもなければ、憲法条約の構築はできない。EUないし共同体に至る過程は、その長所と短所を明らかにするのに十分な歴史を既に有している。もちろん我々は、新時代の前夜にいるが、他方、我々は、どこに新しいEUの限界があるのかを知らない。国際情勢は、刻々と変化し不確定である。そのため新しい条文は、成功の領収書と見なされる共同体方式の維持・発展、欧洲大陸の安定への

---

(23) この点では、EURATOM条約が、微妙な問題を提起している（See The future of the Euratom Treaty, a contribution by K. Hänsch, CONV 344/02, October 14, 2002）。

(24) 現時点では、この意見に同意する加盟国政府はほとんどない。

寄与、連合が、世界的問題により大きな役割を果たし、変化に対応できることなど、様々な必要性を満たすものでなければならない。この点に関する論議は、実際には開始されておらず、憲法条約草案は、この問題について何も語っていない。

意思決定手続については、拡大後のEUにおいて機能麻痺の原因となりかねない全会一致要件を廃止すべきである。他方で、少数派となった加盟国が<sup>25)</sup>、決定による拘束を拒否するなら、当該加盟国は、EUを脱退することを選択するかもしれない。その場合には、加盟国に脱退権を認めることが唯一の可能な方法である<sup>(25)</sup>。また意思決定手続は、欧州議会により大きな役割を与えるべきである。一種の憲法的共同決定手續が、特に、加盟国の同意が得られない場合に、より簡易な手續として導入されるべきであり、重要な改革が行なわれる場合には、加盟国議会も関与すべきである。諮問会議手続も、重要な改革に適用するために用意しておかねばならないが、同手續は、部分的な改正に利用するには重すぎる手續である<sup>(26)</sup>。

他方、憲法条約第二部、根本的な憲法的価値を有するとはみなされない現在の基本条約を修正するための手續が設計される必要がある。ある種の組織法的手手続きと簡易手續の双方が設計される可能性が高い。

新たな条約改正手續が、将来設計されるべきことが明らかである場合には、新しい憲法条約の採択条件は如何なるものであろうか。少なくとも解決されるべき二つの問題が存在する。第一に、新しい欧州憲法の採択に、各国民民(the peoples)のより直接的な関与を目指すべきである。このことは、真実の欧州国民投票を組織する可能性という問題を提起する。すでに複数の論者が指摘しているように、欧州国民投票という考え方だけが、より良い草案を起草させる誘因となる。国民投票は、2004年6月に実施予定の欧州議会議員選挙と連携させることができるとともに、改革の成果である新憲法を、選挙運動の中心的争点に据えることを試みることができる。欧州国民投票と同程度もしくはより微妙な別の問題は、改正条約の発効のために、EU条約48条が課す二重の全会一致要件(「政府間会議における全会一致」と「加盟国の全会一致」)に関連する。諮問

---

(25) See infra.

(26) 改正手続については、the second report of the Florence group on the reorganization of the treaties on the European Union, of 31 July 2000を参照。

会議のオブザーバー・参加者の多くは、この要件の適用が、バレリー・ジスカール・デスタンが「地方的国連組織」と呼んだ、まさに効率性を保証しない方向に、EUが向かうことを妨げない条文の採択に通じることを恐れている。したがって問題は、「全会一致要件をどのように回避するか」である。諮問會議議長は、最近、新条約を「批准しない者」は、EUを脱退することになると言明した<sup>(27)</sup>。

ある1つの事項は明確である。すなわち正式には、加盟候補国ではなく、現在の加盟国だけが政府間会議に参加でき、会議の結果を承認ないし拒否できる。しかし、同様に明確であるのは、旧条約下でEU加盟を交渉し、交渉を終了した国に対して、根本的に新しい条約を押し付けることは非常に困難であることである。このことが、2000年に開催された政府間会議が重要である理由である。政府間会議の結果は、加盟候補国との加盟交渉の最終段階以前に、加盟候補国に提出できたのである。しかし、加盟国が、痛みを伴ってニース条約に合意した時に、そのことを無視したことは明らかである。それが、加盟候補国の代表が、現在の諮問會議の正規構成員とみなされている理由でもある。しかし、現在のEU加盟国の中でも、憲法に関する見解は一致していない。諮問會議構成員の大半は、プロディ委員長が本年7月15日にミラノで行った講演で述べたように、「国家と国民の連合のための憲法条約」が必要であることに合意している<sup>(28)</sup>。多くの条文案が既に準備され、なお準備中である。憲法という考え方への最も著しい回帰は、イギリス政府によってもたらされた。2000年10月、トニー・ブレア首相は、彼の有名なワルシャワ講演で、「おそらく、他の国民よりもイギリス国民は、憲法論議が、必ずしも憲法と呼ばれる单一の、法的拘束力のある文書に結実しなければならないものではないことを容易に認めだろう」と論じた<sup>(29)</sup>。2002年8月27日には、イギリス外務相ジャック・ショーも、EUのための憲法について、必要であるのは、「一連の基本的な原則を含み、EUが何のための組織であり、EUがどのように価値を付加できるかを平易な言葉で述べ、加盟国政府が政治的正統性の主要な源泉であり続けることを一般大衆に安心させる」文書であると論じた。イギリスの方向転換は、ジ

---

(27) See *Financial Times*, 11 November 2002.

(28) 名称は確定していないが、採択される条文は、憲法条約ないし憲法とみなされている。条文が、内容は憲法的であるにせよ、国際条約として採択されなければならないことは事実である。

(29) See Stephan Castle in *The Independence*, 28 August 2002.

ヤーナリストが指摘するように、「何らかのEU憲法が、不可欠である」ことを示唆している<sup>(30)</sup>。「EU設立諸条約を憲法的に書き直したもの」は、同年10月14日、イギリス欧州問題担当相であり、諮問会議構成員でもあるピーター・ハインによって、討議を活性化させる目的で、諮問会議に提出された<sup>(31)</sup>。この文書は、EUを政府間機構的に理解する立場を弁護し、EUの権限に関する制限的見解を展開したものである。重要な点は、憲法の必要性について合意することであり、別の点は、その内容を収斂させることである。どのような対価を払っても全会一致が追求されるなら、その結果は、政府間会議にとっておそらく魅力的に見えるだろうが、他方で諮問会議の目的は達成されないだろう。

我々は昨年、諮問会議は、構成員の大多数の一致を追求すべきであり、通常とは異なる手段ではあるが、そのような諮問会議の結論を受入れる加盟国だけが、政府間会議への参加を認められるべきであると提案した<sup>(32)</sup>。この場合には、参加しない他の加盟国との間で、特別の取り決めを締結するための交渉が並行して行われる。このような選択肢は、欧州指向の明確な加盟国の強固な決意を必要とする。しかし、将来直面するであろう難問の重要性が、そのような強固な決意を作り出すことに役立つことも事実である。このようなモデルに対する反対論も既に形成されている<sup>(33)</sup>。最も重要な反対は、EUの「中核は何の周囲に構成されるのか。ユーロであろうか。特に拡大後、ユーロの周囲に、単一通貨に参加する加盟国のために政治的社会的なEUを創設することは可能だろうか。共通外交政策はどうだろうか」という指摘である。様々な要素を考慮すると、前進する中核を構築するために、そのような中核の構築に否定的な結論を下すか否かを問う、事後的な（*ex-post*）国民投票を考えることがより現実的であるように思われる。現在に至るまで加盟国は、事前に（*ex ante*）今

(30) *Ibid.*

(31) See CONV 345/1/02, REV 1 CONTRIB 122, 16 October 2002. 政府の政策の陳述ではない条約案は、Alan Dashwood教授によって率いられたケンブリッジ大学の独立した憲法法律家の優れたグループによって準備された。しかし、Peter Hainは、彼の書簡において、外務大臣 Jack Straw の同じ主題に関する論文にも言及している（in *The Economist* of October 12, 2002）。両条文案案の内容の類似は明らかである。

(32) In a report on «La finalité de la construction européenne», *Sénat de Belgique, Conference on Les finalités de l'Union européenne*, 20 June 2001, p. 73-87.

(33) See P.Beres, exposé cité, p. 8.

後の展開を予定することを常に拒否してきた。そのような態度が正しい方法であるかは確かではない。前進しようとする多数者の権利と現状維持を望む少数者の既得権を調停することが肝要である。

要約すると、新しい憲法条約が、新しい将来像と、共同体法秩序の根本的要素の尊重及びいわゆる「共同体方式」とを結合することが最も重要である。この点では、必要な行為に応じた、法的手段（「法（旧規則）」・「枠組み法（指令の新しい名称）」・「決定」）の選択に際して、立法者に裁量の余地を認める必要がある。単一市場の実現のためには枠組み法のみを用いるという制約は、この要件に反するだろう。また、いわゆる「枠組み法」が直接効果を生じる可能性を維持することが不可欠である。

委員会による立法発議権の独占は、憲法条約草案が規定するように維持されるべきである。そして、EU 大統領に関する議論は、超国家機関の弱体化に帰着すべきではない。

これらの発展の最後に、重要な問題について意見を述べておきたい。憲法条約草案は、加盟国が EU から脱退する権利を規定している。我々の見解では、これは非常に有害な考え方である。加盟国の脱退権は、欧洲統合に至る過程の不可逆性と基本条約の一方的廃棄の禁止に基づく、共同体の憲法的既得事項に明確に反している。ECSC 条約前文は、加盟国と加盟国国民の「これから共有する運命」を規定した。脱退権は、各条約に期限の定めが無いことを認める EC 条約（312条）・EU 条約（51条）の各規定とも矛盾する。これらの規定（憲法条約草案は、逆説的にこれらを新しい条約に引き継ぐことを提案している）は、加盟国による一方的廃棄が、基本条約違反であることを意味していると伝統的に解釈されてきた。これに対して、脱退に係わる裁量権は、脱退をちらつかせた脅迫が行われる可能性を生み出し、ユーロの信頼性を損ないかねない。

#### IV 結 論

オックスフォード大学セントアントニ校の特別研究員であったティモシー・ガルトン・アッシュは、「現在、歴史上初めて、欧洲大陸の大半の国が、同意によって欧洲の大部分に非霸権的秩序を構築することに、自らの意思で参加している」とかつて書き記した<sup>(34)</sup>。欧洲議会元議長であり、諮問会議幹部

---

(34) 『The European Orchestra』, *The New York Review of Books*, May 17,

会構成員であるクラウス・ヘンシュは、諮問会議の創設に3つの新しい要素を見出している。国家を基礎とした欧州の歴史上初めて、加盟国議会と欧州議会が、国際条約の準備のために作業している。EUの歴史上初めて、加盟候補国代表が、基本条約の改正に参加し、この作業が、初めて政府間会議の閉ざされた扉の背後ではなく、世論の面前で行われつつある<sup>(35)</sup>。

諮問会議は成功するだろうか。この問い合わせるために答えるためには、「成功」とは何かを最初に定義しなければならない。あらゆる妥協は、成功と呼ぶに値しない。EU拡大とは公式には何も関係がないとは言え、欧州統合の基本原則に比較して判断するなら、穏健な改革ないし欠陥のある解決方法の採択は、欧州大陸の再統一過程を、多かれ少なかれ緩やかに分解させてしまうだろう。もっとも現在の状況では、適度な楽観主義にひたることが許容される。諮問会議では、真剣な作業がなされつつあり、多くの参加者、特に議長の信用と名声が、その成功に影響している。現時点では、相対的に無関心であるにも係らず、平凡な結果を承認しない市民の間に、諮問会議への期待が生まれているのである。

今後の予定は、どのようにになっているのだろうか。今までのところ、この点について一致した見解はない。イタリア政府は、議長国の任期末である2003年12月に、ローマで政府間会議を完結したいと願っており、そのためには政府内の中道右派首脳の一部と合意している。政府間会議は2004年春に終了するとの提案もある。イギリスなど、諮問会議の終了と政府間会議の開始との間に6ヶ月程度の時間をおくよう主張する者もいる。他方では、政府間会議を諮問会議と対話させるという考え方もある。これは、透明性の原則に合致した良い着想であるが、現時点では、多くの加盟国政府によっては支持されていない。ジスカール・デスタン議長は、今後の予定には寛大な立場を取っている。彼は、2003年半ばまでに憲法条約案を得ることが理想であると考えてはいるが、欧州議会議員らに対して、「良い条約を作るために、さらに数ヶ月かかるなら、なぜそうしないのか」と語ったと報じられている<sup>(36)</sup>。

2002年10月20日のアイルランドにおけるニース条約批准の国民投票<sup>(37)</sup>の肯定的結果は、10月24・25日に拡大のためにブラッセルで会合し、残っていた微

---

2001.

(35) See K. Hånsch, *op. cit.*, p. 226.

(36) See *European Voice*, 10–16 October 2002, p. 6.

(37) 昨年の第一回の国民投票による否決に続くものである。

妙な問題について妥協を実現した非公式欧洲理事会にとって素晴らしい前兆であった<sup>(38)</sup>。本稿執筆時には、12月のコペンハーゲン会合における、拡大交渉の決着が期待されている。それゆえに、ブラッセルで達成された合意の結果は、加盟候補国によって短期間のうちに合意されねばならない。新しい予定表に従って2004年5月の加盟を実現するために、加盟国と加盟申請国双方による加盟条約の批准が、諮問会議の作業と同時に進み、新しい憲法条約の批准過程は、政府間会議の終結後に直ちに開始されるだろう。たしかに一般大衆と加盟国政府双方にとって、感動する瞬間があろうが、現在の加盟候補国と現加盟国との双方の世論が変化する可能性を考慮すると、今後もはらはらする事態が続くことが保証されているのである。

(2002年11月脱稿)

以上

---

(38) 共通農業政策と構造政策の財政問題は、欧洲理事会会合開始前のシラク大統領とシュレーダー首相との合意によって解決されている。